

公

報

○陸軍省題甲第四十八號

府縣沖繩佐原根室
ノ三縣ナ除ク

本年第十九號布達ナ以テ教導職被廢候付テハ徵兵令第十八條第一項及ヒ第二十條第二項ハ消滅ニ屬シ候處舊教導職ダリ者ハ其在職ノ時ノ等級ニ準シ徵集又ハ召集ヲ猶豫シ又外免役ニ處分セシモノハ其儘聞クヘキ儀ト可心得此旨相連メモノニア舊徵兵令ニ據リ既ニ教導職試補以上ニテ國民軍外免役ニ處分セシモノハ其儘聞クヘキ儀ト可心得此旨相連

明治十七年十一月十九日

陸軍卿 川村總義

絞任

時事報

告

○明治十七年十一月十八日

任農商務少書記官 農商務權少書記官正七位 片山 遼平
波多野伊政 垣田 猛

住農商務權少書記官

全

○時事新報係約講讀者諸君へ申上候

御住居ハ御方を除ク 同時大金御送致被成下候様奉願候右金員當方より到着仕候節真旨郵書を以て別に御通知は不申上其代りに毎日御郵送申上候時事新報の帶封表面御名前脇に「何月何日」と記入仕候間此日附は即ち御拂込みの前金相切れ可申期日より此期日までの時事新報代價并に郵便税とも御拂済相成候事と御承知被成下度候

○時事新報係約講讀者諸君にて住所御移轉等のため新報配達先さ御取替へ被成度節ハ新舊兩方の所費を併せて御通知被成下度候

○郵便爲換又は銀行爲換等を以て時事新報代價御拂入れ被成下候節當方の宛名ハ「時事新報社」と致し郵便爲換なればば「東京時事新報本局」にそ要取るべた様御取組被成下度候

○御住所の御都合等よく郵便爲換又は銀行爲換等御取組被成候儀御不便の御方に限り時事新報代價并に郵便税共一錢又は二錢れ郵便切手にて御拂入れ被成下候て苦しからば

○時事新報係約講讀者諸君へ申上候便税ハ一箇月分廿六錢。一箇月分三圓十二錢の割を以て前金ふて申請るとよ相改め候

英米遊歴者親睦會

德川政府二百數十年ノ間ニ日本人ガ海外ニ漂流レア稀ニ歸國シ其風俗人情ノ一斑ナ國人ニ語リタルモノハナキニ非ザ

レモ特ニ外國ノ渡航ナ企ナタルモノハ今ナ去ル「廿五年萬延元年一千八百六十年」ノ春醫幕府ノ小軍艦威臨丸ヲ載セラレテ米國ノ華盛頓ニ赴キタレヒ日本人ガ日本ノ船ニ乗

リ日本ノ航海士ニ依頼シテ外航シタルハ威臨丸ニシテ我航始トテ(同時ニ幕府ノ使節ハ米ノ軍艦「バー・ヘンタン」號ニ載

海歴史中ニ著シキモノナリ)之ヨリ恰モ外航ノ道ナ開ナ學生ニ商人ニ論ナク米ニ航スル者アリ歐ニ渡ル者アリ殊ニ王政維新ノ一舉ハ我國民ニ外人交際ノ禁ナ解キタルモノコシ

オ傳川ノ時代ニ外國人ト私ニ文通スルナ禁ジ又外國人ヲ私宅ニ招クナ許サマリケガ如キ窮屈ナル慣行ハ全ク除去ナア

七年ノ今日ニ至ルマア年ニ増ヌアルナ聞カズ盛ナリト云フ可シ殊ニ我日本ノ文明ハ社會ノ上流ヨリ開ケタ

自由自在ノ天地ト爲リ歐米ニ渡航スルモノ俄ニ増加シテナムモノコシテ開國支那ノ比ニ非ズ故ニ此外航ノ道ニ由テ海外ニ雄飛タル者ヲ見ルニ官員ガ公用ナ以テスルニ非ザレ

ハ多クハ學者有志者ヨシナ外ニ在ルゝ幾年其歸朝ノ時ニ携帯スルモノハ學術工藝ナ第一トシテ尚コノ外ニ最モ大切ナルハ彼ノ國在留中其制度風俗人情習慣ナ見聞シテ之ヲ各自ノ腦裏ニ寫シ其腦鏡ナ携ヘ歸リテ全國人ノ眼ヲ照ラスノ効

リ者ハ其在職ノ時ノ等級ニ準シ徵集又ハ召集ヲ猶豫シ又外免役ニ處分セシモノハ其儘聞クヘキ儀ト可心得此旨相連

明治十四年一月ヨリ同十六年十二月迄ニ滿二十歳トナリタメモノニア舊徵兵令ニ據リ既ニ教導職試補以上ニテ國民軍外免役ニ處分セシモノハ其儘聞クヘキ儀ト可心得此旨相連

ハ多クハ學者有志者ヨシナ外ニ在ルゝ幾年其歸朝ノ時ニ携

帶スルモノハ學術工藝ナ第一トシテ尚コノ外ニ最モ大切ナル可シト雖ニ其目的タルヤ唯社會一局部ノ事ニ止マリノミ

ルハ彼ノ國在留中其制度風俗人情習慣ナ見聞シテ之ヲ各自ノ腦裏ニ寫シ其腦鏡ナ携ヘ歸リテ全國人ノ眼ヲ照ラスノ効

リシテ其力ノ強大ナルハ實ニ人ノ意想外ニ出ルモノ、如シ例ヘバ維新以來我海陸軍ノ制ナ改メ我法律ナ編製ナ汽船ノ航海ナ始メ郵便ノ法ナ設ケ鐵道ナ敷キ電線ナ通大ル等文

力ニシテ其力ノ強大ナルハ實ニ人ノ意想外ニ出ルモノ、如シ例ヘバ維新以來我海陸軍ノ制ナ改メ我法律ナ編製ナ汽船ノ航海ナ始メ郵便ノ法ナ設ケ鐵道ナ敷キ電線ナ通大ル等文

ノ航行ナ始メ郵便ノ法ナ設ケ鐵道ナ敷キ電線ナ通大ル等文

而シテ其法仮令ヒ便コシテ其器具シテ利ナムモ人民一般ノ氣風之ヲ採用スルコト好マザルキハ之ヲ強フルノ道アル可

ラズ例ヘバ前年支那ニテ英國人等ガ商用ノ便ノタメニ吳淞ト上海トノ間ニ鐵道ナ敷設シタルニ支那政府ハ朝廷ノ人心ニ戻ルトテ官金ナ投シ既成ノ道ナ買取リテ之ヲ段ナタル

アリ人心ノ勢力ハ風雨水火ノ如ク其盛ナルコ當テハ人力ナ以テ制ス可ラザルモノナリ然ニ我日本ニ於テハ此便法利

器ナ利用シ當リ曾テ故障ナキニカ國民悅テ其法ニ服シテ其器ナ利用シ尙其足フザルヲ訴ヘテ益進歩スルモノ、如キ

ハ何アマ社會上流ノ士人ガ國民ノ先導者ト爲リテ其固陋ナ解キ固風陋雨ノ勢ナ挫イテ其方向ナ圓轉セシメタルモノヨリ外ナラズ即チ外航ノ諸士ガ海外諸國ノ文明ナ其腦鏡ニ寫シテ之ヲ下流ノ衆庶ニ示シ文明ノ親シム可ク又近ヅク可キナシメタルノ功德ト云ハザルヲ得ズ我輩ハ此諸士ナ評セテ我日本帝國文明ノ木鐸ト稱セント欲スルモノナリ

ル人々ガ益其親睦ナ厚ウセンガ爲ニトテ今二十日ナトシノ府下江東ノ中村櫻ニ會合シテ盛宴ヲ張ルノ企アリト云フ我輩ハ此報道ナ得テ欣喜ニ堪ヘズ蓋シ諸士ハ今日現ニ社會ノ表面ニ立テ事ナ爲シ事業ノ以テ世ナ益スルノミナラズ其人ノ一言一行モ冥々ノ間ニ世人ノ標準ト爲リ恰モ文明ノ推進器タルモノナレハ凡ソ事物ノ勢力ハ合シテ立チ、離レテ倒ルハノ諺ニ違ハズ如何ナル有刀ノ智識ニテモ孤立シテハ存外ニ其體ノ量ナ減スルモノナラカ故ニ諸士ハ大ニ此ニ見ム所アリテ先ツコノ學ニ及ビタルコナラニ方今我國運、文明ハ則子文明ナリト云フト雖ニ前途爲ス可キノ事甚シナカラズ文學技藝ノ事農工商殖產ノ事先ツ其實際ノ事物ナ改良シテ舊套ヲ脱脱シヨリ萬ニ至ルマテ悉皆西洋ノ文明ナ採リテ遺ス所ナク同時ニ人心ナ誘導シテ次第ニ運動ヲ促カシ風俗習慣衣食住ノ細微ニ至ルマテモ全ク一變シテ亞細亞洲ノ東邊ニ西洋國ナ出現セシメントスル其資至大其任至重ニテ而シテ此重大ナル責任ニ當ル者ナ求ルニ現今コソ諸士ノ我文明ノ前途滿目ノ望ニ乏シカラザルモノト云フ可シ殊ニ其會員ノ人物如何ナ聞クニ固ヨリ故老先生ニ乏シカラズト壯ニ和スルノ端ナ開キタルハ今ノ時ニ當テ偶然ノ擧ニ非ズ難ニ平均スレハ壯年ノ後退暮タ多クシテ尚年々歲々歐米ノ遊歴ヨリ歸來シテ本會ニ加入スル者モアランナレバ其人ノ壯ナルハ即チ文明ノ壯ナルナ表シ出シタルモノコシテ其強

○孝明天皇御祭 来る明治十八年一月三十日は先帝孝明天皇の二十年御祭お當らせ給ムに舟式部職の官吏は昨今右御式等の取調べ中より承はる所に據れば十年御祭の時より一層鄭重ある御式を行はせらるゝ御都合なりと

○鎮魂祭 明後二十二日宮中よりて鎮魂祭を御執行在らせ給ムに付 聖上よりは午前八時質所へ出御遊はざるゝやに承

ムを出で、ベルベーに赴く途中賊兵の爲め殺されたるも彼一報と誤なきものと見れば將軍は何かの仔細より援軍の到着するを待たず四日より十五日に至る迄の間にカルトーネ氏ハファセット氏に代りて驛送總官よりせられたり

されも誤聞なるべし又先日の紙上に載せたるゴルドン氏戰歿の電報ハ本月十五日以て龍勳と發したるものあれば若し

一書來着せり其書中より援軍の到着せる迄ハカルトーネを保守すべき望ある旨を述べ且つ中佐スルト氏と其従兵との戰死しるハ確報ありと見えたり(按する)此電報に

據ればゴルドン將軍は十一月四日頃ハカルトーネに在りしと見ゆ左れば先頃の電報より將軍タ九月下旬カルトーネを出でシュンデー、ベルバ等を回復しさりあとありしへ就

模視セズシテ特ニ之ガ爲ニ編ナ草スルモノナリ

電報

○十一月十八日龍勳發 ゴルドン將軍より十一月四日附の

一書來着せり其書中より援軍の到着せる迄ハカルトーネを守保すべき旨を述べ且つ中佐スルト氏と其従兵との戰死しるハ確報ありと見えたり(按する)此電報に

據ればゴルドン將軍は十一月四日頃ハカルトーネに在りしと見ゆ左れば先頃の電報より將軍タ九月下旬カルトーネを出でシュンデー、ベルバ等を回復しさりあとありしへ就

模視セズシテ特ニ之ガ爲ニ編ナ草スルモノナリ

○十一月十八日龍勳發 ゴルドン將軍より十一月四日附の

一書來着せり其書中より援軍の到着せる迄ハカルトーネを守保すべき旨を述べ且つ中佐スルト氏と其従兵との戰死しるハ確報ありと見えたり(按する)此電報に

據ればゴルドン將軍は十一月四日頃ハカルトーネに在りしと見ゆ左れば先頃の電報より將軍タ九月下旬カルトーネを出でシュンデー、ベルバ等を回復しさりあとありしへ就

模視セズシテ特ニ之ガ爲ニ編ナ草スルモノナリ

○孝明天皇御祭 来る明治十八年一月三十日は先帝孝明天

皇の二十年御祭お當らせ給ムに舟式部職の官吏は昨今右御式等の取調べ中より承はる所に據れば十年御祭の時より一層鄭重ある御式を行はせらるゝ御都合なりと

○鎮魂祭 明後二十二日宮中よりて鎮魂祭を御執行在らせ給ムに付 聖上よりは午前八時質所へ出御遊はざるゝやに承

ムを出で、ベルベーに赴く途中賊兵の爲め殺されたるも彼一報と誤なきものと見れば將軍は何かの仔細より援軍の到着するを待たず四日より十五日に至る迄の間にカルトーネ氏ハファセット氏に代りて驛送總官よりせられたり

されも誤聞なるべし又先日の紙上に載せたるゴルドン氏戰歿の電報ハ本月十五日以て龍勳と發したるものあれば若し

一書來着せり其書中より援軍の到着せる迄ハカルトーネを守保すべき旨を述べ且つ中佐スルト氏と其従兵との戰死しるハ確報ありと見えたり(按する)此電報に

據ればゴルドン將軍は十一月四日頃ハカルトーネに在りしと見ゆ左れば先頃の電報より將軍タ九月下旬カルトーネを出でシュンデー、ベルバ等を回復しさりあとありしへ就

模視セズシテ特ニ之ガ爲ニ編ナ草スルモノナリ

○孝明天皇御祭 来る明治十八年一月三十日は先帝孝明天

皇の二十年御祭お當らせ給ムに舟式部職の官吏は昨今右御式等の取調べ中より承はる所に據れば十年御祭の時より一層鄭重ある御式を行はせらるゝ御都合なりと

○鎮魂祭 明後二十二日宮中よりて鎮魂祭を御執行在らせ給ムに付 聖上よりは午前八時質所へ出御遊はざるゝやに承

ムを出で、ベルベーに赴く途中賊兵の爲め殺されたるも彼一報と誤なきものと見れば將軍は何かの仔細より援軍の到着するを待たず四日より十五日に至る迄の間にカルトーネ氏ハファセット氏に代りて驛送總官よりせられたり

されも誤聞なるべし又先日の紙上に載せたるゴルドン氏戰歿の電報ハ本月十五日以て龍勳と發したるものあれば若し

一書來着せり其書中より援軍の到着せる迄ハカルトーネを守保すべき旨を述べ且つ中佐スルト氏と其従兵との戰死しるハ確報ありと見えたり(按する)此電報に

得ナ時ニ或ハ利スル所モアリ又樂シムモノモ少ナカラザ

ル

無政

中央

人及

ガセ

セシ

馬車

一ダ

せし

記し

たり

たり